

広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会設置要綱

(開催)

第1条 社会福祉法人広島市社会福祉協議会が、広島市からの委託を受けて実施する市民後見人養成事業において、市民後見人を適正に育成し、その活用を図るため、広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会においては、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、意見を聴取する。

- (1) 養成研修受講者の選考
- (2) 市民後見人バンクに登録する者の選考
- (3) 市民後見人候補者の推薦依頼のあった事件について、市民後見人の受任の可否の検討
- (4) 市民後見人候補者として推薦する者の選考
- (5) 前4号に掲げる者を選考する基準の決定
- (6) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員○人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから社会福祉法人広島市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が任命する。

- (1) 権利擁護に関する学識経験者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他会長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長がその議長を務める。

3 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

4 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会は、非公開とする。

6 委員会は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉法人広島市社会福祉協議会福祉サービス利用援助センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 2 広島市市民後見人養成研修受講者等選考委員会設置要綱（平成29年4月1日施行）は廃止する。